## 4. 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に揚げる手術に係 わる施設基準 (平成31年1月~令和1年12月までの実績)

・区分1に分類される手術

手術の件数

	70777 - 1 - 1 113	
ア	頭蓋内腫瘤摘出術	0
イ	黄斑下手術等	21
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	20
才	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

・区分2に分類される手術

手術の件数

<u> </u>	に力類でもの子向	丁州の下数
ア	靱帯断裂形成手術等	13
イ	水頭症手術等	15
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
才	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	20
+	子宮付属器悪性腫瘍手術等	1

・区分3に分類される手術

手術の件数

		אלי וויי נויו נ
ア	上顎骨形成術等	1
1	上顎骨悪性腫瘍手術等	2
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
才	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	1
+	同種死体腎移植術等	0

・区分4に分類される手術の件数

手術件数

胸腔鏡:	腹腔鏡を用いた手術	331
------	-----------	-----

・その他の区分に分類される手術

手術の件数

	ア	人工関節置換術	45
	1	乳児外科施設基準対象手術	0
Ī	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	1
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの を含む。)及び体外循環を要する手術	6
	才	経皮的冠動脈ステント留置術	0
			<i>5</i> -0-4-5-1

令和2年1月1日現在

